

## 佐野市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、佐野市消防団員（佐野市消防団条例（平成17年佐野市条例第223号）第4条第1項の規定により任命された者をいう。以下「団員」という。）に対し、消防用自動車の運転に必要な運転免許の取得に要する費用の一部を補助することにより、消防活動の円滑な遂行及び団員の確保を推進し、もって本市の消防力の充実強化に寄与することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 準中型自動車免許（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。以下同じ。）を取得する日（以下「取得日」という。）において団員であること。
- (2) 取得日から起算して5年以上の期間にわたって団員として活動することを誓約できること。
- (3) 所属する分団（佐野市消防団規則（平成17年佐野市規則第201号）第2条第1項に規定する分団をいう。）の分団長から推薦を受けていること。
- (4) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。

### (補助対象免許)

第3条 補助金の交付の対象となる運転免許は、準中型自動車免許とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「自動車教習所」という。）において準中型自動車免許を取得するのに要する費用であって、次に掲げるものとする。ただし、市長が適当でないと認める費用は、補助対

象経費としない。

- (1) 自動車教習所の入所に要する費用
- (2) 自動車教習所における自動車の運転に関する技能及び知識の教習  
(正規の教習時間に係るものに限り、平成19年6月2日から平成29年3月11日までの間に普通自動車免許を取得した者にあつては、5トン限定の解除に必要な教習を含む。)に要する費用
- (3) 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する費用
- (4) 運転免許センターにおける試験及び講習に要する費用(自動車教習所を卒業後最初に受ける試験及び講習に要するものに限る。)
- (5) 運転免許センターにおける免許証の交付に係る手数料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める費用

2 前項の場合において、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許と同時に準中型自動車免許を取得するときは、それらの免許の取得に係る費用を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、10万円を限度とする。ただし、市は、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、取得日から60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 準中型自動車免許に係る免許証の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、交付対象者1人につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)により、補

助金を交付しないことと決定したときは消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、前条の決定通知書による通知を受けたときは、消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付請求書に決定通知書の写しを添付して、市長に請求しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく第2条第3号に規定する期間が満了する前に団員の職を辞し、又は団員としての活動をしなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付決定取消通知書により、当該取消しを受けた者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前条第1項第1号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合における返還を命じる補助金の額は、交付を受けた補助金の額を5で除した額に、取得日から起算して団員として活動した年数を乗じた額を控除した額とする。ただし、団員として活動した期間が1年に満たない年があるときは、その年は団員として活動した年数に含めない。

(書類の様式)

第11条 この告示の規定により必要となる書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(交付申請の特例)

- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで期間において取得した準中型自動車免許に係る補助金の交付の申請については、第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 3 0 日まで申請をしなければならない。